

## 「第3次三重県手話施策推進計画」最終案（案）について

### 1 計画策定の経緯

「第3次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）は、「三重県手話言語条例」に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話を言語と認識し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定するものです。

次期計画中間案の策定以降、パブリックコメントや三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会における議論等もふまえ、最終案（案）をとりまとめました。

### 2 次期計画（最終案）の概要

#### （1）情報の取得等におけるバリアフリー化等

遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、感染症の拡大防止や災害時だけでなく、手話通訳者の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用促進を図るとともに、電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

また、災害時等における手話による情報取得及び意思疎通について、市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」にもとづく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）における聴覚障がい者団体の役割に関する検討を進めます。

#### （2）手話通訳を行う人材の育成等

若年層を中心に幅広い年代で手話通訳者養成講座の受講者数の増加を図るとともに、手話通訳者全国统一試験に合格した新任の手話通訳者を対象とした説明会を開催することにより、手話通訳者の養成・確保を進めます。

また、手話通訳者が設置されていない市町に対し、県内各市町の設置状況を情報提供するなど設置に向けた支援を行うことで、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられることができるよう体制の強化に取り組みます。

#### （3）手話の普及等

県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報の発信や手話パンフレットによる啓発を進めるとともに、県民向けの手話講座の実施回数を拡充するなど、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

また、小中学校の総合的な学習の時間や、高等学校の学校設定科目を活用し、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解促進を図ります。

#### (4) ろう児等の手話の学習等

ろう児が手話により様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、電話リレーサービスについて、連絡手段の一つとして利用できるようチラシを配布するなど、サービス制度や利用方法等を周知します。

また、保護者に対する手話講習会や手話に関する相談等を実施します。

#### (5) 事業者への支援

令和6年4月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、事業者がろう者に対しサービスを提供する際やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、必要な支援に努めます。

#### <数値目標>

項目	現状 ※1	令和8年度 目標値
聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数【施策1】	134人	150人
登録手話通訳者数（県）【施策2】	116人	135人
手話通訳者の派遣件数（県） ※2【施策2】	591件	900件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※3【施策3】	76.9%	80%
聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）【施策4】	2,314人	3,900人
事業者を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数【施策5】	—	100件

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和5年度実績、それ以外の項目は令和4年度実績

※2 派遣件数には遠隔手話通訳サービスを含む

※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

### 3 パブリックコメントの状況

#### (1) 意見募集期間

令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）まで

#### (2) 意見総数

2名の方から4件のご意見をいただきました。

#### (3) 意見と県の考え方

##### ①手話通訳者の待遇改善について（資料3-3 P12~13）

###### 【意見】

若い手話通訳者がいないので、手話に対しての啓発や手話通訳者の身分向上を行い、手話通訳をめざす環境を整えてほしい。

###### 【対応】

若年層の手話通訳者確保のため、手話通訳者の待遇改善を図ることを計画に反映します。

### 4 今後の予定

令和6年3月の県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で審議いただいた後、3月中に次期計画を策定します。また、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

計画策定後は次期計画に基づき、市町および関係機関と連携しながら手話に関する施策の一層の推進に取り組みます。